

新地町奨学資金のお知らせ

～令和7年度奨学生募集のご案内～

① 出願方法

- ・ 下記の書類を新地町教育委員会（教育総務課）へ提出してください。
《申込期日》第1次：令和6年12月20日（金） 最終：令和7年3月14日（金）
 - 1 奨学資金貸付願書 1部 ※
 - 2 履歴書 1部 ※
 - 3 在学証明書（既に在学中の方）又は、
合格通知書の写し（4月入学予定の方） 1部
 - 4 住民票（本人の住民票抄本）
 - 5 連帯保証人（二人）の印鑑証明書及び納税証明書 各1部※1及び2については、新地町教育委員会に用紙があります。
※貸付願書の連帯保証人欄には、印鑑登録の印を押印してください。

② 奨学資金の額

大学(短期大学を含む)以上の在学者	月額 30,000円
高等専門学校及び修業年限2年以上の専修学校在学者	月額 20,000円
高等学校在学者	月額 15,000円

③ 貸与期間

- ・ 在学する学校の正規の修業期間です。

④ 送金方法

- ・ 原則として、毎月15日までに本人指定口座に送金します。

⑤ 返還の方法

- ・ 貸付を受けた月数の3倍の期間内での月賦返還となります。返還は、卒業（貸付終了）の6ヵ月後から開始されます。
ただし、上級学校に進学した場合は、願い出により返還が猶予されます。

⑥ 利子

- ・ 無利子貸与です。

⑦ その他

- ・ 国、県又は他の団体から同種類の奨学資金の貸付けを受けている場合は、貸付けを受けることが出来ません。
- ・ 申込みの際は、2人の連帯保証人（1人は本人の父母等、他の1人は町内に住所を有し独立の生計を営む方で、共に奨学資金返済の責を負い得る方）が必要となります。
- ・ 貸付内定後に「誓約書・健康診断書・口座振込依頼書」の書類（用紙は教育委員会から郵送されます）と「振込口座通帳の写し」の提出が必要になります。
- ・ 奨学資金返還にあたり、新地町に定住し就労している方については、返還金相当額（年間18万円限度）が助成される制度があります。（新地町奨学金返還支援事業）

詳しくは、下記へお問い合わせください。

〒979-2792 新地町谷地小屋字樋掛田30番地（新地町役場3階）
新地町教育委員会 教育総務課 電話 0244-62-4477